解散公告（第二回）

当組合は、平成二十五年三月二十九日山形県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年二月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月十二日

山形市上町二丁目一番一号
上山市大石三千刈土地区画整理組合
清算人　齋藤　勝夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十二月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年二月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月十二日

神奈川県三浦市初声町三戸二一七八番地
財団法人東京植物化学研究所
代表清算人　石田　幸博

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年一月三十一日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年二月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月十二日

愛知県東海市荒尾町前田七九番地
東海渡内特定土地区画整理組合
代表清算人　森本　清英

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年二月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月十二日

沖縄県宮古島市平良字下里五五二―三
財団法人下地玄信育英会
代表清算人　与座　勇吉

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月十三日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月十二日

北海道夕張市社光六番地　夕張炭鉱病院内
社団法人夕張市医師会
代表清算人　中條　俊博

第三十六期決算公告

貸借対照表
（平成二十五年十一月三十日現在）

単位・円

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	二、九七〇、五一二、六四六	流動負債	二六八、八八五、〇九五
固定資産	一、三一八、七五八、六五九	固定負債	三〇八、一〇一、〇〇〇
有形固定資産	八二五、七七七、〇〇〇	株主資本	三、六九二、三六六、二四八
無形固定資産	三、九六九、七四五	資本金	七五〇、〇〇〇、〇〇〇
投資その他の資産	四八九、〇一一、九一四	利益剰余金	二、九四二、三六六、二四八
合計	四、二八九、二七一、三〇五	その他利益剰余金	一八七、五〇〇、〇〇〇
		利益準備金	二、七五四、八六六、二四八
		評価・換算差額等	一九、九一八、九六二
		合計	四、二八九、二七一、三〇五

損益計算書
（自　平成二十四年十二月一日　至　平成二十五年十一月三十日）

単位・円

売上高	二、八三六、七五七、一一四
売上原価	一、二二一、二六一、一一二
売上総利益	一、六一五、四九六、〇〇二
販売費及び一般管理費	一、六一一、一六一、六五二
営業利益	四、三三四、三五〇
営業外収益	九一、〇四九、八八八
営業外費用	三、八五二、四一九
経常利益	九一、五三一、八一九
税引前当期純利益	九一、五三一、八一九
法人税、住民税及び事業税	二五、〇〇〇、〇〇〇
法人税等調整額	一三、八〇一、五〇二
当期純利益	五二、七三〇、三一七

平成二十六年一月二十日

東京都中央区日本橋小網町一八番四号
アラ商事株式会社
代表取締役　荒川　正博

配当公告

群馬県沼田市下沼田町一八九番地の一
破産者　株式会社林農園
右の者に対する前橋地方裁判所平成二十四年（フ）第四〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金二九五、〇三九、九一六円

一、配当することのできる金額
金一三、四〇八、七三八円

平成二十六年二月十二日

群馬県前橋市新前橋町一番地三五　法律事務所コスモス
破産管財人　弁護士　吉野　晶

配当公告

石川県能美郡川北町字土室ヘ八番地
破産者　株式会社ムラオ・アンド・カンパニー
右の者に対する金沢地方裁判所小松支部平成十五年（フ）第二五一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金八〇一、五四九、七七七円

一、配当することのできる金額
金七七、二二三、八二三円

平成二十六年二月十二日

石川県金沢市彦三町一丁目二番一号アソルティ金沢彦三ビル三階弁護士法人金沢センチュリー法律事務所
破産管財人　弁護士　割出　雄一

配当公告

山梨県南都留郡忍野村忍草三〇四一番地一
（破産手続開始決定時の住所山梨県南都留郡忍野村忍草四八八番地）　破産者　大森　達美
右の者に対する甲府地方裁判所都留支部平成二十三年（フ）第四〇号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することのできる債権の総額
金四五、一五三、七四二円

一、配当することのできる金額
金二四、九五六、〇四一円

平成二十六年二月十二日

山梨県都留市つる一―一―一大国屋ビル二階富士の風総合法律事務所
破産管財人　倉内　信崇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市豊平区平岸七条一四丁目一番、最後の住所札幌市豊平区福住二条九丁目一番三二号　グループホームごきげん福住
被相続人　亡　永井　孝義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十二日

事務所札幌市中央区南一条西一〇丁目四―一六七南一条法務税務センター九階　桶谷法律事務所
相続財産管理人　弁護士　古瀬　康紘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市豊平区平岸七条一四丁目一番、最後の住所札幌市豊平区福住二条九丁目一番三二号　グループホームごきげん福住
被相続人　亡　永井　孝義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十二日

事務所札幌市手稲区手稲本町二条四丁目八番二四号　キテネビルA棟二階　弁護士法人誠信法律事務所手稲支所
相続財産管理人　弁護士　井本　雅之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道松前郡松前町字清部二七九番地、最後の住所札幌市豊平区平岸四条一七丁目一番一―三一一号　被相続人　亡　川原　サツ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十二日

事務所札幌市中央区南一条西一〇丁目四―一六七南一条法務税務センター九階　桶谷法律事務所
相続財産管理人　弁護士　古瀬　康紘

第２期決算公告　平成26年２月12日

札幌市白石区平和通十五丁目北１番21号
株式会社エル・アレンジ北海道
代表取締役社長　遠藤　一重

貸借対照表の要旨（平成25年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	26,422
	固定資産	3,900
	合計	30,323
負債及び純資産の部	流動負債	13,488
	固定負債	3,601
	株主資本	13,233
	資本金	25,000
	資本剰余金	25,000
	利益準備金	25,000
	利益剰余金	△ 36,766
	その他利益剰余金（うち当期純損失）	△ 36,766 (27,830)
	合計	30,323